

情報セキュリティ基本方針

制定 令和8年3月10日

公益財団法人電気通信普及財団（以下、「財団」という。）は、管理する情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき情報セキュリティに取り組みます。

1 役員の責任

財団は、役員主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2 体制の整備

財団は、情報セキュリティの維持及び改善・向上のために管理体制を整備し、情報セキュリティ対策を財団の規程として定めます。

3 職員の取組み

財団の職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4 法令等の遵守

財団は、公益財団法人としての公益性に鑑み、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、社会の信頼に応えます。

5 違反及び事故への対応

財団は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

公益財団法人電気通信普及財団
理事長 巻口 英司